

徳島県県土整備部委託業務（建築）検査要領

（趣旨）

第1条 この要領は、徳島県県土整備部営繕課が発注する委託業務の適正な検査に関し必要な事項を定めるものとする。

（業務の種類）

第2条 検査は、建築工事に係る設計、工事監理、調査及び耐震診断に係る委託業務について行うものとする。

（検査の種類）

第3条 検査は、完了検査及び進行（部分払）検査とする。

（検査員）

第4条 委託業務の検査員（以下「検査員」という。）は、次に各号に掲げる者をいう。

(1) 政策監、県土整備部長（県土整備部長以外の職で、県土整備部の事務をつかさどる職（営繕課の事務をつかさどるものに限る。）が置かれたときは、当該職。第12条において同じ。）又は課長（以下「部長等」という。）が任命する当該業務所掌外の課長補佐又は副課長とする。

(2) 上記によることが困難な場合は、部長等が適宜任命することができるものとする。

（委託業務完了報告書の提出）

第5条 受注者は、履行期間内に「委託業務完了報告書（様式第1号）」を発注者に提出しなければならない。

（成果品の検査）

第6条 検査員は、成果品を対象として契約書、仕様書、図面、打合せ簿等に基づき、業務内容と合致しているかどうかを検査しなければならない。この場合において必要があるときは、現地と照合しなければならない。

（委託業務成績の評定）

第7条 検査員及び監督員（監督員とは、徳島県営繕工事請負施行監督要綱に基づき配置された総括監督員、主任監督員、現場監督員のことをいう。）は、完了検査により完成を確認した委託業務（設計及び工事監理に限る。）については、別に定める徳島県県土整備部委託業務（建築）成績評定要領（以下「成績評定要領」という。）により、それぞれがその成績を評定しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による評定の結果を受注者に通知しなければならない。

（検査の復命）

第8条 監督員は、本要領第6条（成果品の検査）の規定による検査（前条の規定による修補の完了の検査を含む。）が終了したときは、次に掲げる書類を整備しなければならない。

(1) 検査復命書

(2) 委託業務完了報告書

- (3) 委託業務成果品一式
- (4) 委託契約書
- (5) PUBDIS の登録（該当業務に限る）
- (6) 業務計画書及びスケジュール管理表
- (7) その他必要な書類

（完了の承認）

第 9 条 部長等は、検査の結果、合格と認めたときは、「**委託業務完了報告書**」を受理した日から 10 日以内に「**委託業務完了（進行）承認書（様式第 4 号）**」を作成し、受注者に交付しなければならない。

（成果品の修補）

第 10 条 部長等は、その成果品に錯誤があること、又は現地と合致しないこと等業務内容と合致しないことを発見したときは、軽易なものにあっては、口頭により、重要なものにあっては、書面により指示して訂正等を期間を定めてさせなければならない。これに要する費用は、受注者の負担において行うものとする。ただし、発注者の責めに帰するものにあっては、この限りでない。

2 部長等は、第 6 条の規定による検査を行った後において、相当の期間経過後（契約書に定める契約不適合責任期間内）に錯誤を発見したときは、前項に準じて訂正等をさせなければならない。なお、この場合の評定の修正については、成績評定要領第 8 条によるものとする。

（部分払いの準用）

第 11 条 委託業務について、特別の事情により部分払いをする必要があるときは、本要領第 5 条及び第 6 条、第 8 条から前条までの規定を準用して行うものとする。

2 前項を準用した場合、「委託業務完了報告書」は「**委託業務部分引渡に係る報告書（様式第 3 号）**」と読みかえるものとする。

（補足）

第 12 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、県土整備部長が別に定める。

附則

（施行期日）

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日以降に発注する委託業務について適用する。

この要領は、令和 3 年 5 月 1 日以降に入札公告又は指名通知を行う委託業務について適用する。

この要領は、令和 6 年 8 月 1 日以降に検査を行う委託業務について適用する。

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日以降に検査を行う委託業務について適用する。